さいたま市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正す る規則をここに公布する。

令和7年 **10**月 **22**日

さいたま市長

游戏多人

## さいたま市規則第104号

さいたま市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則 さいたま市後期高齢者医療に関する条例施行規則(平成20年さいたま市規則第6 5号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<b>→</b> / -	_	11.
- <i>\</i>	ıL	14
∟X.	н.	7/2

(保険料に係る文書の様式)

- 第2条 保険料に係る文書の様式は、次のとおりと | 第2条 保険料に係る文書の様式は、次のとおりと する。
  - (1) 後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収 (仮徴収) 開始(変更・中止) 通知書(様式第 1 号)
  - (2) 後期高齢者医療保険料納入通知書兼特別徴収 (仮徴収) 開始(変更) 通知書(様式第2号)
  - (3) 後期高齢者医療保険料督促状(様式第3号)
  - (4) 後期高齢者医療保険料延滞金減免申請書(様 <u>式第4号</u>)
  - (5) 後期高齢者医療保険料延滞金減免決定通知書 (様式第5号)
  - (6) 後期高齢者医療保険料還付(充当)通知書( 様式第6号)
  - (7) 後期高齢者医療保険料換価の猶予通知書(様 式第7号)
  - (8) 後期高齢者医療保険料換価の猶予期間延長通 知書(様式第8号)
  - (9) 後期高齢者医療保険料換価の猶予申請書 (様 式第9号)
  - (10) 後期高齢者医療保険料換価の猶予期間延長申 請書(様式第10号)
  - (11) 後期高齢者医療保険料換価の猶予承認(一部 承認)通知書(様式第11号)
  - (12) 後期高齢者医療保険料換価の猶予棄却(却下 ) 通知書(様式第12号)
  - (13) 後期高齢者医療保険料換価の猶予期間延長承

### 改正前

(保険料に係る文書の様式)

- - (1) 後期高齢者医療保険料額特別徴収通知書兼納 入通知書(様式第1号)
  - (2) 後期高齢者医療保険料特別徴収(仮徴収)開 始通知書(様式第2号)
  - (3) 後期高齢者医療保険料特別徴収(仮徴収)変 更通知書(様式第3号)
  - (4) 後期高齢者医療保険料督促状(様式第4号)
  - (5) 後期高齢者医療保険料延滞金減免申請書(様 式第5号)
  - (6) 後期高齢者医療保険料延滞金減免決定通知書 (様式第6号)
  - (7) 後期高齢者医療保険料過誤納金還付兼充当通 知書(様式第7号)
  - (8) 後期高齢者医療保険料換価の猶予通知書(様 式第8号)
  - (9) 後期高齢者医療保険料換価の猶予期間延長通 知書(様式第9号)
  - (10) 後期高齢者医療保険料換価の猶予申請書(様 式第10号)
  - (11) 後期高齢者医療保険料換価の猶予期間延長申 請書(様式第11号)
  - (12) 後期高齢者医療保険料換価の猶予承認(一部 承認)通知書(様式第12号)
  - (13) 後期高齢者医療保険料換価の猶予棄却(却下 ) 通知書(様式第13号)
  - (14) 後期高齢者医療保険料換価の猶予期間延長承

認(一部承認)通知書(様式第13号)

- (14) 後期高齢者医療保険料換価の猶予期間延長棄 却(却下)通知書(様式第14号)
- (15) 後期高齢者医療保険料換価の猶予取消通知書 (様式第15号)

(徴収職員)

#### 第3条 「略]

滞納処分に関する事務に従事する職員並びに前項 の規定による委任を受けた職員は、その身分を示 す徴収職員証(様式第16号)を携帯し、関係人 の請求があったときは、これを提示しなければな らない。

認(一部承認)通知書(様式第14号)

- (15) 後期高齢者医療保険料換価の猶予期間延長棄 却(却下)通知書(様式第15号)
- (16) 後期高齢者医療保険料換価の猶予取消通知書 (様式第16号)

(徴収職員)

#### 第3条 「略]

2 保険料その他法の規定による徴収金の徴収及び 2 保険料その他法の規定による徴収金の徴収及び 滞納処分に関する事務に従事する職員並びに前項 の規定による委任を受けた職員は、その身分を示 す徴収職員証(様式第17号)を携帯し、関係人 の請求があったときは、これを提示しなければな らない。

様式第1号及び様式第2号(表)を次のように改める。

# 様式第1号(1)(第2条関係)

後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収(仮徴収)開始(変更・中止)通知書

年 月 日

さいたま市長

印

被保険者	<b></b> 氏名			被保険者番号				_	
 決定(§		В			生年月日			性別	
理	由					<b>"</b>		<b>'</b>	
間保険料	弘貊			期別保険料額(	再則 羽年度の	1 H . 6 H . 9 I	3 の伝徳山類は	・9月の特別簿店	7気 レ 同類で
	保険料額			7917/17/19/17/14	変更前の保険		変更後の保険		
十次			円	月	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	収納済額 (円)
			1.1	4月	日起队队	19791300	日地区内	100015000	
				5月					
				6月					
				7月					
				8月					
				9月					
				10月					
				11月					
1 除料網	付方法等			12月					
	数収方法			] 1月					
				2月					
寺別徴」	収義務者			3月					
d 11/3/16/15	山东东人			1   / 1					
守別倒収	対象年金								
《特別徵	収の欄に金	額の記	載があ	計					
る場合は	、年金から	の特別	徴収と	合計額(円)					
なります	0			保険料増減額(円)					
年金受約	合額		円						
·通徴収(	の場合の納	朝限			普通徴	収の場合の	の振替口座		
納期	納期	限	納期	納期限	金	融機関	種目	口座	番号
							口座名義	人	
							,		

# 徴収に関する審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に埼玉県後期高齢者 医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告(代表者は、さいたま市長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

提出先 埼玉県後期高齢者医療審査会

# 延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その保険料額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の平均貸付割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合を加算した割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合を加算した割合には、年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合における年当たりの割合は、置年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。なお、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

被保険者 氏名 領収日付印

さいたま市 年度 公

さいたま市領収証書

公

### 年度 後期高齢者医療保険料 納入済通知書

加入者名	さいたま市 会計管理者		口座 記号 番号		納付 合計 金額			円
収納機関番号		納付番号			確認 番号		納付 区分	
相当年度		期別		通知書番号		納期限		

口座記号番号			
納付合計金額			円
取扱期限		•	
被保険者氏名	1	•	•
			様
納付番号			
確認番号		納付 区分	
年度			
科目	後期高齢	者医療例	<b>R</b> 険料
通知書番号		期別	
延滞金		•	円
合計額			円

後期高齢者医療保険料原符兼払込金受領証 加入者名 さいたま市会計管理者

被保険者氏名 様 被保険者番号 年度				
年度 科目 後期高齢者医療保険料   通知書番号 期別   納付番号 納付 区分   納付金額 円   延滞金 円   合計額 円   納期限 円	被保険者氏名			様
科目 後期高齢者医療保険料   通知書番号 期別   納付番号 納付区分   納付金額 円   延滞金 円   合計額 円   納期限 円	被保険者番号			
通知書番号   期別   納付番号   確認番号 納付区分   納付金額 円延滞金   百計額 円   納期限 円	年度			
期別   納付番号   確認番号 納付 区分   納付金額 円   延滞金 円   合計額 円   納期限 円	科目	後期高齢者	<b>长医療保</b>	<b>以</b>
納付番号 納付   確認番号 納付   納付金額 円   延滞金 円   合計額 円   納期限 円	通知書番号			
確認番号 納付 区分   納付金額 円   延滞金 円   合計額 円   納期限	期別			
確認番号 区分   納付金額 円   延滞金 円   合計額 円   納期限	納付番号			
延滞金 円   合計額 円   納期限	確認番号			
合計額     円       納期限	納付金額			円
納期限	延滞金			円
	合計額			円
H7 H1 (H	納期限			
以1以为1以	取扱期限			

	延滞金	円	合計額	円
С				
V				
S				
S等収納用				
納				
用				

126	取扱	
様	期限	

領収日付印	

# 様式第2号(第2条関係)(表)

後期高齢者医療保険料 納入通知書 兼 特別徴収(仮徴収)開始(変更)通知書

年 月 日

さいたま市長

年度分の後期高齢者医療保険料を次のとおり対象年金から特別徴収(天引き)することに決定しましたので通知します。

被保険者氏名					様
性 別	生	年	月	日	
被保険者住所					
被保険者番号					
特別徴収義務者					
特別徴収対象年金					
特別徴収対象年金額					円

## 期割保険料額

744.1. VIII. VIIII. VIII. VIIII. VIIII VIIII VIIII VIIII VIIII VIIII VIIII VIIIII VIIII VI							
   年金支払月	特別徴収される保険料額						
十 並 又 払 月	変更前	変更後					
4 月	円	円					
6月	円	円					
8月	円	円					
仮徴収額合計	円	円					

様式第3号を削り、様式第4号(表)を次のように改め、同様式を様式第3号とする。

さいたま市長

# 印

### 後期高齢者医療保険料 督促状

後期高齢者医療保険料が、 年 月 日現在、下記のとおり未納となっておりますので、 年 月 日までに同封の納付書により納付してください。

この督促状の指定納期限までに納付されないときは、地方自治法第231条の3の規定により滞納処分を受けることになります。

被保険者番号	
被保険者氏名	様
住 所	

年度	期別	保険料 円	納 期 限	
延滞金	延滞金は、 年 ますが、納入日に す。 納期限の翌日か	円(日分) 月日現在で計算しており より再計算した金額となりま ら、納入した日までの日数に応 すので、ご了承願います。	指定納期限	

- ※ 最近納付された方で、この督促状が行き違いに送達された場合は、ご了承願います。
- ※ 領収証書は5年間保存願います。

問合せ先

### 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に 埼玉県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消しの訴 えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3箇月を経過 しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その 他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の 翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告(代表者は、さいたま市長)として提起できます。 ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

提出先 埼玉県後期高齢者医療審査会

様式第5号を様式第4号とし、様式第6号を様式第5号とし、様式第7号を次のように改め、同様式を様式第6号とする。

被保険者氏名

# さいたま市長

被保険者番号

# 印

### 後期高齢者医療保険料還付(充当)通知書

様

あなたが納入された保険料のうち、納めすぎとなった保険料について次のとおり還付(充当)しますので通知します。

還付する金額(単位:円)	納め過ぎた	金額(過誤網	协金)の内訳		通知書番号	
過誤納金算出年度	期別	特別徴収	普通徴収	延滞金	納めた金額(円)	領収年月日
	知剂	(円)	(円)	(円)	過誤納金額(円)	過誤納理由
納め過ぎた金額(過誤納金額)						
а						
充当金額 b						
特別徴収にかかる死亡により生じ						
た過誤納金額のうち、年金保険者						
に返す額 c						
還付加算金 d						
過誤納金残額 e						
お返しする金額(還付金額)						
- 1 1 - 1						

### 充当金額の内訳

賦課年度	期別	保険料未済額 (円)	保険料充当額(円)	延滞金未済額 (円)	延滞金充当額(円)

還付金の受け取り方法 お返しする保険料・延滞金を下記の金融機関に振り込みます。

金融機	関名			支店名	振込予定日	
種目		口座番号		口座名義人		

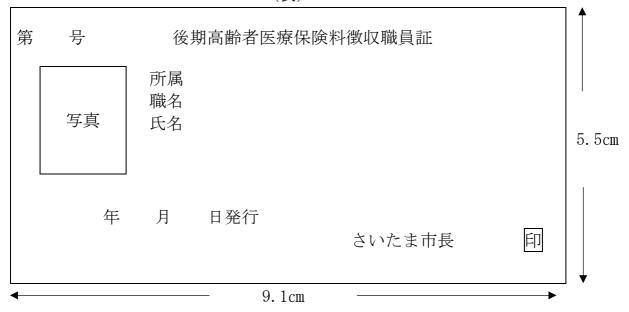
### 問合せ先

### 審査請求及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に埼玉県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告(代表者は、さいたま市長)として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

提出先 埼玉県後期高齢者医療審査会

様式第8号から様式第16号までを1号ずつ繰り上げる。 様式第17号を次のように改め、同様式を様式第16号とする。 (表)



(裏)

- 1 この証は、保険料その他法の規定による徴収金の徴収又は滞納処分に関する事務を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 この証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

附則

この規則は、令和8年1月5日から施行する。